

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和3年度）

住 所 神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号

事業者名 山陽電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 上 門 一 裕

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
6000系車両 (新造車両)	・バリアフリー化対応した新型車両（6000系）を2編成7両導入する。（令和3年度）	計画の通り実施した。

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
施設・設備等の適切な維持管理と体制の確保	全ての利用者が安全に、安心して利用できるよう、バリアフリー設備の機能を十分発揮させるために必要な操作や維持管理等を行うとともに、必要人員の配置等、体制の確保を図る。（継続実施）	計画の通り、継続して実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・巡回駅（無人駅）において、事前連絡又は駅に設けたインターホンから乗降補助の連絡があれば、近隣の主要な駅などから係員が対応する仕組みを継続する。（過年度より継続実施）	計画の通り、継続して実施した。
人員配置の工夫	・本線 滝の茶屋駅は、特別支援学校の最寄り駅で、朝、夕方に視覚障害者のご利用が多いため、7時30分から19時まで駅係員または警備員を配置して、旅客支援に対応できる体制を継続する。（過年度より継続実施）	計画の通り実施した。
障害者の接遇に関する民間資格をもつ職員配置	・全線49駅中、有人駅全13駅に、サービス介助士の資格をもつ社員を継続して配置する。（過年度より継続実施）	計画の通り、継続して実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗降補助サービスの提供	・乗降補助サービスの依頼を事前連絡するための連絡先及び駅のインターホンの利用法を、沿線の当事者団体や協議会等において広報し、取組の周知を継続して行う。(過年度より継続実施)	計画の通り、継続して実施した。
ホームページの更新	・ホームページでの情報提供のきめ細やかな更新を行う。(過年度より継続実施)	計画の通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施	・全ての駅係員、助役、乗務員に対して、接遇研修プログラムに準拠した研修を、年1回行う。(過年度より継続実施)	計画の通り実施した。
乗降補助サービスの提供	・乗降補助の連絡を受けた際に係員が対応できるようにするための研修を継続的に実施する。(過年度より継続実施)	計画の通り、継続して実施した。
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・社員の資格取得に係る経費の全てを当社が負担し、取得促進を図る。(過年度より継続実施)	新たに駅および現場管理部門の勤務となった17名にサービス介助士資格を取得させ、全ての駅係員が同資格を保有している体制を維持している。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター掲示や放送等の実施	駅貼り・車内吊りポスターの掲示、駅構内・車内放送等により、バリアフリー設備の適正な利用を促進するため、お客さまや係員への周知に努める。(継続実施)	計画の通り、継続して実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・大塩駅での橋上駅化によるバリアフリー化工事に合わせて、姫路市がラッチ外に自由通路、エレベーターおよび駅前広場の整備を進めた。 ・中八木駅を含む地区において、明石市が「明石市ユニバーサルデザインのまちづくり実行計画」を策定済みであり、当社も引き続き明石市ユニバーサルデザインのまちづくり協議会に参加して必要な協力を行った。 ・ウェブサイトや本社、駅、営業所等に寄せられた高齢者、障害当事者等の意見を集約して社内でも共有するとともに、特に重要な案件については社内の定例会議にて取り上げ、対応等を協議、共有した。 ・声掛け運動をお客さまにもご協力していただけるよう、駅・車内放送、ポスター等で協力依頼を行った。
--

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに掲載

(4) その他

特になし

II 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和4年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数	案内設備のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	52編成 (210両)	19編成 (65両)	21編成	0編成	0編成	19編成	54編成
(合計)	52編成 (210両)	19編成 (65両)	21編成	0編成	0編成	19編成	52編成

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

(第3号様式)

- 注1. 鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。
- 「新幹線鉄道」とは、全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道の用に供する車両を指す。
 - 「特急等車両」とは、鉄道事業法施行規則第32条第1項に規定する特別急行料金等を適用する車両として運用される比率が多い車両を指す。
 - 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。
 - 車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第1項（新幹線鉄道を除く）、第2項（新幹線鉄道のみ）、第5項及び第7項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 - 車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第1項の基準に適合している編成の数を記入すること。
 - IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
 - 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
 - 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。